「平成28年度第2回尾張東部圏域保健医療福祉推進会議」議事録

日時:平成29年2月13日(月)午後2時から3時まで

場所:瀬戸保健所 3階 講堂

次第	場別: 機尸保健別 3 階 - 碑室
1 開会	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長)
	それでは、ただ今から「平成28年度第2回尾張東部圏域保
	健医療福祉推進会議」を開催いたします。
	私は、本日の司会進行をさせていただきます瀬戸保健所次長
	の津嶋と申します。よろしくお願いします。
	開会に先立ちまして、瀬戸保健所長の大野から御挨拶を申し
	上げます。
2 所長あいさつ	(大野瀬戸保健所長)
	委員の皆様方には大変お忙しい中を当会議に御出席いただき
	まして誠にありがとうございます。
	大変寒い日が続いております。1月11日に全国的にインフ
	ルエンザ警報が出たところですが、インフルエンザの流行が続
	いております。
	皆様御承知のように学校の児童についてはインフルエンザを
	発病しますと発病後5日間を経過して、かつ、解熱後2日間は
	出席停止というように定めがございます。そのことによって御
	本人の体調の回復を早めるとともに、周囲のお子さんへの感染
	を防ぐという大きな意味合いがございます。社会人については
	こうした法律はございませんが、概ね解熱後2日間は休むとい
	うことは定着していると思います。特に医療機関におかれまし
	ては、職員のインフルエンザ発症時等には対策をしっかりとさ
	れていることと思います。皆様の周囲でもしインフルエンザに
	り患された方が見えましたら、解熱後2日間はしっかり休んで
	ください、というお気遣いをいただけたらと思います。
	早速ですが本日の議題は2つございます。その一つが愛知県
	地域保健医療計画の見直しについてでございます。愛知県地域
	保健医療計画の見直しにつきましては、この会議の所掌事務で
	ででは、この云殿の別事事務と ございます。現行の計画は30年3月を計画期間として終了い
	たしますので来年度は計画の見直し、策定の時期になってまい
	ります。今回計画を作るに当たりましては昨年、一昨年とこの
	会議でも議題といたしました地域医療構想を踏まえたものと
	する、ということと、従来から5年計画でありましたが、介護
	保険計画の見直しに合わせまして6年計画で策定するという2

次第	発 言 内 容
	つが今までとの違いです。特に在宅医療の部分に関しては記述が大きく変わると考えております。 報告事項では地域包括ケアを挙げております。当会議では継続しまして管内市町の進捗状況を御報告いただいておりますが、今回は保健所の地域包括ケアに対する取り組みについても御報告させていただきます。 いずれにいたしましても、当会議の構成機関の方々と当地域における保健医療福祉の推進に保健所は努めてまいります。 本日の会議が有意義な情報交換、意見交換の場となりますようよろしくお願いいたします。
3 出席者紹介	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長) 続きまして、本日御出席いただきました構成員の皆様を御紹介いたしますのが本来でございますが、時間の関係もございますので、お手元の出席者名簿及び配席図をもちまして、御紹介に代えさせていただきます。
4 傍聴者確認	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長) 次に、傍聴者でありますが、本日の傍聴希望者はございませんでしたので、報告させていただきます。
5 配布資料確認	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長) 次に、本日の資料を確認させていただきます。資料は、事前 に配布させていただいております。 [「配布資料一覧」により確認]
	本日、当日配布資料といたしまして、出席者名簿と配席表、 資料2-2の差し替え分、愛知県地域医療構想の冊子、尾張東 部医療圏保健医療計画のコピー、あいち健康福祉ビジョン年次 レポート(平成28年度版)を机の上に配付させていただきま した。 資料につきましては以上となっておりますが、不足等があり ましたら、お手数ですが事務局までお申し出ください。

次第	発 言 内 容
	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長)
	それでは、議事に入ります前に、会議の公開・非公開の取扱
	いについて御説明いたします。
	この推進会議の開催要領第5条第1項におきまして、「会議は
	 原則公開とする。」といたしております。
	本日は、議題を2件、報告事項を7件予定しておりますが、
	全て公開とさせていただきます。
6 議長の選出	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長)
	続きまして、議長の選出でありますが、「開催要領」第4条第
	2項で、「会議の議長は、会議の開催の都度、互選により決定す
	る」となっています。
	事務局といたしましては、各市町持ち回りで議長をお願いし
	ておりまして、尾張旭市長の水野義則様にお願いするという提
	案をさせていただきたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。
	〔一同「異議なし」〕
	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長)
	「異議なし」のお言葉をいただきましたので、皆様の総意と
	いうことで、議長は尾張旭市の水野市長様にお願いしたいと思
	います。水野市長、よろしくお願いいたします。
	[議長の名札設置]
7 議長挨拶	(議長: 水野 尾張旭市長)
	議長を務めます尾張旭市長の水野でございます。
	御出席の皆様の御協力によりまして、円滑な議事を進めたい
	と思います。
	なお、本日の会議は、事務局説明のとおり全て公開とさせて
	いただきます。
	それでは、議事に入りますのでよろしくお願いします。
議題1「介護保険施設等の整	(議長: 水野 尾張旭市長)
備計画について」	議題1「介護保険施設等の整備計画について」事務局から説
	明をお願いします。

(事務局 尾張福祉相談センター 西岡次長)

尾張福祉相談センター次長の西岡です。よろしくお願いいた します。

日頃は、福祉行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く お礼申し上げます。

それでは、議題1の「介護保険施設の整備計画について」を 説明させていただきます。以降は着座にて説明させていただき ます。お手元の資料1-1「介護保険施設等の整備計画につい て」をご覧ください。今回説明いたします整備計画は混合型特 定施設入居者生活介護の定員増についてであります。

計画の内容につきましては後程説明させていただきますが、 その前に介護保険の施設整備の手続きについて説明させていた だきますので、2枚おめくりいただきまして資料1-3をご覧 ください。本県では介護保険施設などの入居型施設の整備計画 につきましては、平成29年度までを計画期間といたします第 6期高齢者健康福祉計画によって圏域ごとに必要数であります 整備枠を設定しておりまして、整備を行う場合には、圏域会議 における調整が必要となることから設置予定者から事前に協議 をいただいているところでございます。

今回は一番下の欄にございます、手続きが必要な施設のうち、 (4)の混合型特定施設入居者生活介護について事前相談があったものでございます。

混合型特定施設というのは介護保険の指定を受けたケアハウスや有料老人ホーム等のうち、要介護認定を受けていない方でも入居できる施設でありまして、整備数の7割を整備枠として設定することとなっております。一つ上の段をご覧ください。

3の事前協議の流れについてでございますが、まず、(1)の事前相談票の提出がありますと整備予定地の市町村の意見をお聞きし、(3)の研究会等を開催いたしまして圏域内の調整を行うこととなっております。その後、この保健医療福祉推進会議で意見をお聞きしたのち、会議の結果を相談者に通知することとなっています。

次に1枚お戻りいただきまして、資料1-2をご覧ください。 「尾張東部圏域第6期介護保険施設等整備計画」でございます。この表は1から4までの施設種類別に28年9月末の定員数、整備目標、整備枠を記載しております。今回相談のありました4の混合型特定施設入居者生活介護の整備枠は一番下の段

次 第 発 言 内 容

にありますとおり、計画最終年度の平成29年度末までに112 名ということになっております。この範囲内で整備が可能、とい うことでございます。

なお、この数は後程報告させていただきます整備予定の辞退が あり、その整備枠84名を元に戻しており、その分を含めており ますのでよろしくお願いいたします。

資料1-1にお戻りいただけますでしょうか。

今回の事前相談がありました整備計画は株式会社ボーベルカンパニーからのもので、瀬戸市内にあります既存の住宅型有料老人ホームを混合型特定施設とするものでございます。定員は66名で、開所予定が平成29年4月の予定でございます。

また、整備枠としては先ほど説明いたしましたとおり施設定員の7割ですので、今回の整備枠は46名ということになります。

本計画は平成28年度の整備枠であります112名の範囲内であり平成29年1月26日に開催いたしました圏域研究会でも了承が得られておりますことから承認が適当と考えております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(議長: 水野 尾張旭市長)

議題1に対する説明が終わりましたが、ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたら挙手にてお願いします。

(中日青葉学園 松田委員)

整備枠が46人で整備予定が66人というのは、どの段階で66人なんでしょうか。

(事務局 尾張福祉相談センター 西岡次長)

入所定員は66名ですが、「整備枠」といった場合は介護保険の方が全員入居するわけではないので、その7割を整備枠として使いますということですので、入所定員66名の7割で46名でございます。

(中日青葉学園 松田委員) ありがとうございます。

次 第 発 内 容 言 (議長: 水野 尾張旭市長) よろしかったでしょうか。 他に御意見・御質問があれば挙手にてお願いいたします。 他に御意見・御質問が無いようですので、議題1「介護保険 施設等の整備計画」については、承認ということでよろしいで しょうか。 (異議なしの声) ありがとうございます。「異議なし」というお言葉をいただき ましたので、議題1については承認とさせていただきます。 では、次の議題に移らせていただきます。 (議長: 水野 尾張旭市長) 9 議題 2 「愛知県地域保健医療計画の 議題2「愛知県地域保健医療計画の見直しについて」事 見直しについて」 務局から説明をお願いします。 (事務局 瀬戸保健所総務企画課 磯部主査) 瀬戸保健所総務企画課磯部です。愛知県地域保健医療計画の 見直しについて御説明いたします。着座にて失礼いたします。 資料2-1の左側をご覧ください。 まず、「1 趣旨」についてですが、医療法第30条の4の規 定に基づき、都道府県は医療提供体制の確保を図るための計画 を定めることとされておりまして、本県では、「愛知県地域保健 医療計画」として、愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を 示し、さまざまな保健医療サービスを適正に提供することがで きる体制づくりを目的とした計画が策定されております。 がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患の5疾病、 救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療の5 事業及び在宅医療の医療連携体制の構築等について記載してい

昭和62年8月の策定から過去7回の見直しを経て、現在の「愛知県地域保健医療計画」の計画期間は平成25年度から平成29年度までの5年間となっているため、計画を見直し、平成30年3月に次期医療計画を策定、公示したいと考えていま

ます。

す。

次第	発 言 内 容
	次に「3 見直し方針」についてです。
	(1) についてですが、愛知県の医療計画は、県全体の「愛
	知県地域保健医療計画」と、2次医療圏ごとの「医療圏保健医
	療計画」を別冊として作成しています。次期医療計画について
	も同様の構成にしたいと考えています。
	なお、当圏域会議では、尾張東部医療圏の「医療圏保健医療
	計画」の見直し作業を行っていくこととなります。参考4に現
	在の「尾張東部医療圏保健医療計画」のコピーをお配りさせて
	いただきましたので、お時間のあるときにお目通しください。
	次に(2)についてですが、医療計画では、一般病床や療養
	病床の整備を図る地域的単位として、2次医療圏を設定するこ
	ととされています。
	次期医療計画は、昨年10月に「医療計画の別冊」として策
	定されました「愛知県地域医療構想」において設定した「構想
	区域」や、平成30年度に同時改定となります次期「介護保険
	事業支援計画」において設定する「老人福祉圏域」等を考慮し
	ながら検討を行うこととされましたが、構想区域の設定に当た
	っては、「地域医療構想策定ガイドライン」で、「構想区域は2
	次医療圏を原則として検討する。」ということを、昨年度の当圏
	域会議において御説明し、現行の2次医療圏を構想区域とする
	ことについて御承認をいただきました。
	現行の2次医療圏と異なる構想区域の設定を行ったのは名古
	屋医療圏と尾張中部医療圏、東三河南部医療圏と東三河北部医
	療圏のみで、その他の医療圏については2次医療圏の変更を行
	わないということで地域医療構想が策定されました。
	従って、現行の2次医療圏と異なる構想区域の設定を行った
	これらの医療圏以外の医療圏については、平成30年度からの
	次期医療計画における2次医療圏は構想区域と一致させること
	になります。
	(3)は説明を省略しまして、(4)について、次期医療計画は、
	現行の計画をベースとして、掲載しているデータや「現状」の
	時点修正等を行い、必要に応じて「課題」や「今後の方策」、「指
	標」について見直しを行うこととしています。

(4) は説明省略。

す。

「医療圏保健医療計画」の見直しについては、従来どおり県計画との整合性を保ちつつ同様の作業を進めていくこととしま

(5)についてですが、本県において「介護保険事業支援計画」として策定している「愛知県高齢者健康福祉計画」については、 次期医療計画と同時に見直しが行われることになりますが、医療計画の一部として策定した地域医療構想において、在宅医療等の充実強化に向けて、その受け皿となる介護施設の整備について整合性を取っていく必要があることから、医療計画の見直しにおいても整合性を図っていきたいと考えています。

(6) は説明省略

(7) について、医療計画の見直しに関しては、国から「医療計画作成指針」等が示され、この指針等に基づき作業を進める予定です。現在、国において指針の見直し等の検討が進められており、参考3のとおり昨年12月26日に意見がとりまとめられました。

今後、検討会における意見等を踏まえ、国から各都道府県に 新指針等が提示される予定となっていますので、新指針を踏ま え、見直し作業を進めることとします。

「4 調査」は説明省略。

「5 見直し体制」について、まず、計画の見直し全体に関しては、愛知県医療審議会に諮問し、答申をいただくこととなります。

県計画については、医療審議会医療体制部会において審議、 検討を行い、医療圏計画については、保健医療福祉推進会議に おいて審議、検討を進めますが、具体的な作業については、前 回の見直しと同様、圏域会議の下に「医療計画策定委員会(前 回は「医療計画策定部会」)」を設置し、圏域の計画案を作成す ることとしたいと考えています。

次に、「6 スケジュール (予定)」についてですが、今回の 見直しは、1年間で県の全体計画と、圏域における計画を同時 に見直していくことになります。

見直しについての主なスケジュールを「県計画」、「医療圏計画」、「調査」に分けて、記載しております。

県の医療審議会では、昨年10月、医療計画の策定について 諮問されておりまして、明日14日には、医療体制部会におい て、3月には医療審議会で計画の作成方針等が検討される予定 です。

圏域の医療計画については医療計画策定委員会を6月に1回 開催し素案を御検討いただきます。 また、その後、いただいた御意見を県庁と摺合せしまして、 試案を作成し、7月から8月に開催いたします医療計画策定委 員会でこれを御検討いただきます。さらに、この試案に対して いただいた御意見をもとに県と調整後、8月に原案としてまと まりますので、この保健医療福祉推進会議で原案を御審議いた だき、御意見をいただきます。

その後10月までにいただいた御意見や県との調整を経まして圏域保健医療計画原案として県に提出いたします。

各圏域からの意見を踏まえ、県の原案、各医療圏の医療計画 原案が11月開催の医療審議会で決定され、平成29年12月 に市町村、三師会等へ意見照会するとともにパブリックコメン トが実施されます。

その実施結果を踏まえて原案が必要に応じて修正され、「修正原案」という形で各圏域に戻ってまいりますので、平成30年1月に医療計画策定委員会で「修正原案」を御審議いただき、2月開催の本会議で最終原案を検討いただき、圏域の医療計画の最終案として県に提出いたします。

提出後は2月中に開催の医療体制部会、3月開催の医療審議会の審議後に知事に答申され、3月末の公示を予定しています。 なお、非常に厳しいスケジュールになっておりますので、スケジュールについては、現時点でのあくまで予定となっておりまして、今後の進捗状況によっては策定委員会等の開催時期が前後することがあります。

次に資料2-2をご覧ください。

これは、医療計画策定委員会の構成員の名簿です。

先ほど少しお話いたしましたが、圏域医療計画の具体的な見直し作業については、圏域保健医療福祉推進会議の下に、専門家チームである「医療計画策定委員会」(前回見直し時は「医療計画策定部会」といっておりました。)を設置し、計画案の御検討をいただくことになります。

左側に前回見直しをしました当時の医療計画策定部会の構成員の方の所属・職・氏名を載せています。

右側に今回、平成29年度の見直しの構成員案を所属・職のみ載せています。

また、今回の見直しは先ほども少し御説明いたしましたが、 医療と介護と福祉が関わるため、構成員に管内すべての各市町 に加わっていただく形をとらせていただき、その他の策定委員

次第	発 言 内 容
	会のメンバーの選任につきましては、前回見直し時の構成員を
	もとに事務局に一任をいただき、また、必要に応じて医療保険
	者等の構成員を加える形で選任したいと思います。
	本日、「医療計画策定委員会」の設置について御承認いただけ
	れば、今後、策定委員会において見直し作業を進めていきたい
	と考えています。
	説明は以上ですが、平成30年度から6年間の医療計画につ
	いては、指針に基づき見直しを進めること、見直しについては
	本会議の下に「医療計画策定委員会」を設けてスケジュールに
	沿って検討していくこと、さらに、医療計画策定委員会の具体
	的な構成員の選出について、前回メンバーを基本として事務局
	に一任としていただくことを御審議いただきたいと思います。
	よろしくお願いいたします。
	(議長: 水野 尾張旭市長)
	ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお
	願いします。
	(意見、質問等なし)
	(応力、具円寸なし)
	(議長: 水野 尾張旭市長)
	御意見・御質問がなければ、議題2「愛知県地域保健医療
	計画の見直しについて」は承認ということでよろしいでしょう
	カゝ。
	(異議なしの声)
	ありがとうございます。
	議題2については承認されました。
	では、次に報告事項に移らせていただきます。
10 却件 幸亏 1 「	/ ** E
10 報告事項1「介護保険	(議長: 水野 尾張旭市長)
施設等の整備計画の辞退につ	報告事項1「介護保険施設等の整備計画の辞退について」事
いて」	務局から説明をお願いします。
	(事務局 尾張福祉相談センター 西岡次長)
	報告事項1「介護保険施設等の整備計画の辞退について」御
	説明いたします。お手元の資料3をご覧ください。

平成24年度の第1回の会議で御承認いただきました瀬戸市 における株式会社セイスイによります混合型特定施設入居者生 活介護の整備については当該法人から整備辞退届が提出されま したので御報告いたします。

これは介護保険施設等の指定等に関する取扱要領の規定によりまして、承認通知日から4年を経過した場合は当該承認通知は失効し整備辞退届を提出しなければならない、ということになっておりますので、平成28年8月においても施設が開設される見込みが立たなかったことから、提出があったものであります。

なお、先ほどの混合型施設の整備枠についてはこの定員枠82名が反映されたものです。この施設については当初、定員118名で整備枠が82名ということでしたので、82名を元に戻させていただきました。報告は以上でございます。よろしくお願いします。

(議長: 水野 尾張旭市長)

報告事項1につきまして説明が終わりました。

ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等がありましたら挙手にてお願いします。

(中日青葉学園 松田委員)

辞退の理由は何ですか。

(事務局 尾張福祉相談センター 西岡次長)

辞退の理由につきましては「整備ができない」ということで ございます。施設を作ることができない、ということです。

(中日青葉学園 松田委員)

分かりにくいのですが。資金面の手当てができなかったとか、 何かありませんか。収益が見込めないとか。

(事務局 尾張福祉相談センター 西岡次長)

整備する用地が決まらなかったものですから、資金面のこと もあるかもしれませんが開設することができない、ということ で辞退届が提出されました。

次 第	発 言 内 容					
	(中日青葉学園 松田委員) 最近、保育園でも反対がありますよね。こういう(介護)施 設でも反対があるんですか。					
	(事務局 尾張福祉相談センター地域福祉課 曽我主査) 特に周辺の地域の方からそういった反対があったとは聞いて おりません。					
	(医療法人財団 愛泉館 井手委員) 辞退までに4年ということですね。逆に言えば少し安易に(整備計画を)出してしまって整備できそうにない場合、(事業者が) 辞退するまでに4年待たないと他に整備できない、ということ でしょうか。					
	(尾張福祉相談センター 西岡次長) 介護保険施設等の指定等に関する取扱要領につきましては改 定がされておりまして、改定前の取扱要領では「整備ができな くなった場合は遅滞なく辞退届を提出しなければならない」と なっておりまして、「遅滞なく」提出していただくことになって おりました。事業者が「整備するつもりである」と意思表示し た場合は延びてきまして、最大4年、ということです。					
	(議長: 水野 尾張旭市長) 他に御意見・御質問がありましたらお願いいたします。 御意見・御質問がなければ、次に移らせていただきます。					
11 報告事項2 「愛知県地域保健医療計画別 表の更新について」	(議長: 水野 尾張旭市長) 報告事項2「愛知県地域保健医療計画別表の更新について」 事務局から説明をお願いします。					

(事務局 瀬戸保健所総務企画課 磯部主査)

瀬戸保健所総務企画課磯部です。愛知県地域保健医療計画別表の更新について御説明いたします。着座にて失礼いたします。 資料4をご覧ください。 愛知県の保健医療対策の今後の基本方針を示し、さまざまな 保健医療サービスを適正に提供することができる体制づくりを 目的とした愛知県地域保健医療計画ですが、がん、脳卒中、急 性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患の5疾病、救急医療、災害医療、 へき地医療、周産期医療、小児医療の5事業及び在宅医療に関 する個々の医療機関名などは、もともと本文中や体系図に記載 されておりましたが、医療機関数及びその内容が多数に及び、 本文中の記載が困難になったため、「別表」という形で別冊にし ております。全体で20数ページに及び、各医療機関からの報 告や県における調査等で異動が判明次第、随時更新をしていま す。

今回は平成28年10月に愛知県医療機能情報システムで各 医療機関が報告した結果などをもとに、平成29年2月1日付 けで更新させていただいた部分を御報告いたします。

資料4は別表中、『3 「急性心筋梗塞」の体系図に記載されている医療機関名』中、尾張東部医療圏の部分を抜粋したものになります。

表の右側「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」に「旭 労災病院」が加わっておりますので御報告いたします。

なお、「心大血管疾患リハビリテーション実施病院」とは、愛知県医療機能情報公表システム(平成28年度調査)において心大血管疾患リハビリテーション料を算定している病院です。

これ以外の部分につきましては異動がありませんでした。説明は以上です。

(議長: 水野 尾張旭市長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお 願いします。

(意見、質問等なし)

(議長: 水野 尾張旭市長)

御意見・御質問がなければ、次に移らせていただきます。

次 第	発 言 内 容
12 報告事項3	(議長: 水野 尾張旭市長)
「愛知県地域医療構想につい	報告事項3「愛知県地域医療構想について」事務局から説明
て」	をお願いします。
	(事務局 瀬戸保健所総務企画課 磯部主査)
	瀬戸保健所総務企画課磯部です。

愛知県地域医療構想の見直しについて御説明いたします。着 座にて失礼いたします。

急速に少子高齢化が進行する中、平成37年(2025年)にはいわゆる団塊の世代の方々が75歳以上となり、医療や介護を必要とする高齢者が大幅に増加し、医療ニーズ及び慢性的な疾病や複数の疾病を抱える患者の増加による疾病構造の変化が見込まれています。こうした状況を見据え、地域にふさわしいバランスのとれた病床の機能の分化と連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制を構築するため各都道府県は地域医療構想を策定することとなり、愛知県地域医療構想の策定については、平成27年8月21日に開催いたしましたこの会議で、「地域医療構想調整ワーキンググループ」を設置し検討していくことをお認めいただきました。

その後、当日の圏域会議終了後に第1回の「地域医療構想調整ワーキンググループ」を開催し、平成28年1月29日に第2回のワーキンググループを開催いたしまして、構成員の皆様の御意見を伺い、地域医療構想に対するこの地域の意見を県に提出しまして、平成28年3月末に策定の予定でした。

しかし、県内の一部の構想区域から県の作成した地域医療構想案の一部に異論が出たことに伴い、策定が約半年遅れまして、 平成28年10月18日に策定されました。

本日、お手元に冊子としてお配りいたしましたので、お持ち帰りいただきますようお願いいたします。

また、御承認をいただいて地域医療構想策定まで検討してまいりました「尾張東部圏域地域医療構想調整ワーキンググループ」ですが、構成員を変更せず、名称のみを変更しまして、新たに「地域医療構想調整推進委員会」としまして、年1回程度委員会を開催して、引き続き地域医療構想実現のための地域における自主的な取組み、地域の課題等について検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上です。

次第	発 言 内 容
V 31	(議長: 水野 尾張旭市長) ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお 願いします。
	(中日青葉学園 松田委員) 差し支えなければ、どんな異論が出たのかお教えいただきた いのですが。
	(事務局 瀬戸保健所総務企画課 磯部主査) 地域医療構想策定の際、将来必要とされる病床数が構想区域 ごとに国から示されていました。しかし、西三河地方の病床整 備計画で承認された病院の病床数を、国が示した必要病床数か ら差し引いたため、西三河地方の病床数が減ってしまい異論が 出たものです。結論としては元々国が示した将来必要とされる 病床数に戻り、策定されたものです。
	(中日青葉学園 松田委員) 分かりました。
	(議長: 水野 尾張旭市長) その他に御意見、御質問はありますでしょうか。 御意見・御質問がないようですので、次に移らせていただき ます。
13 報告事項4 「管内各市町における地域 包括ケア(在宅医療・介護 連携推進事業)について」	(議長: 水野 尾張旭市長) 報告事項4「管内各市町における地域包括ケア(在宅医療・介護連携推進事業)について」瀬戸市さんから各市町の説明をお願いします。

(瀬戸市 瀧本健康福祉部長)

瀬戸市の健康福祉部長の瀧本と申します。

それでは私どもの事業等につきまして、御説明をさせていた だきたいと思います。座ってで申し訳ございません。

現在、瀬戸市では来年度からの第6次総合計画を策定しまして、その中の大きな柱として、高齢者がいきがいをもって活躍し、支え合いにより安心して暮らせる街づくりを大きな柱に据えています。そういった意味で地域包括ケアシステムの構築というのは、私どもの市にとっても喫緊の課題であると認識しています。

特に瀬戸市は高齢化率が全国平均よりも高い、28%を超える高齢化率ということで、そういった意味からも、非常に喫緊の課題であるという認識をしています。そういった中、在宅医療介護連携推進事業も地域包括ケアシステムの構築に当たっての大きな柱ということで、それ以外にも地域ケア会議の推進、生活支援サービスの体制整備事業、来年度から始まります日常生活総合支援事業を本市としても実施していくところです。

特に、在宅医療介護連携推進事業につきましては、平成25年に発足をいたしました瀬戸旭在宅医療介護連携推進協議会で平成25年4月1日から、「瀬戸旭も一やっこネットワーク」で、瀬戸旭医師会、瀬戸市、尾張旭市で運用開始をしています。その組織の中では連携推進部会、ネットワーク部会、研修部会、広報部会という4つの部会を設けて切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築、医療介護関係者の情報共有、在宅医療介護連携に関する相談支援を柱に事業を実施しているところです。また医療介護関係者の研修ですとか、地域住民への普及啓発、そういったものにも力を入れてやっていただいているところです。

現在「瀬戸旭も一やっこネットワーク」につきましては、昨年の12月末でございますが、登録施設が339施設、登録利用者は542名、ということでかなりの数の登録利用者が増えてきております。「瀬戸旭も一やっこネットワーク」につきましては、今後、医療介護連携の大きな柱となっていくものということで、これからも関係者が力を合わせて、高齢化社会を支えていきたいというふうに考えているところです。以上です。

(尾張旭市 若杉健康福祉部長)

尾張旭市の健康福祉部長の若杉と申します。座って説明をさせていただきます。

今も瀬戸市の部長さんの方からお話がありましたとおり、この地域につきましては瀬戸旭医師会さんが中心となってということですので、取り組み内容としては、今、瀬戸市さんの説明のとおりでございます。

現在、連携ということでは様々な部会、研修会、こういったものを通じまして、医師であるとか介護事業者、それから行政職員等が、直接顔を合わせてコミュニケーションをとっている、ということが言えるのかなと感じております。

ただ全ての医師や医療機関、全ての介護事業者が参加しているという現状ではまだございませんので、こういった方への理解や地域住民への普及がまだまだこれからかな、というところを感じているところでございます。

簡単ですが、以上になります。

(議長: 水野 尾張旭市長) 次は豊明市さんお願いします。

(豊明市 二宮健康推進課長)

健康康推進課の二宮と申します。よろしくお願いします。座って説明させていただきます。

「豊明統合医療介護サポートセンターかけはし」について説明をさせていただきます。平成29年7月に設置するということで、今事業のほうを進めておりますが、こちらは在宅医療介護連携推進事業のうち、在宅医療介護連携に関する相談支援について、今まで構築してきたものを基盤に、更なる資源の集約と、機能の充実を図ることを目的に、豊明団地集会所等で、拠点施設として整備をしております。こちらは共同事業として、東郷町さんと豊明市と藤田保健衛生大学で負担金を支出して実施する予定です。センターの職員としては、専従の職員が2名。それから兼務の職員の方で実施する予定です。「かけはし」の担う機能ですが、専門の支援者の方の相談になりますので、1点目に個別ケース支援を通じた関係機関との調整、医療ニーズの高い在宅療養患者を支援する関係機関の総合調整窓口としての機能を有する予定です。

市民からの相談は、同じ豊明団地内の「まちかど保健室」と

いうところがありますので、そちらの方で受けて、必要であれば連携センター、地域包括支援センターにつなぐということになっております。また、ここのもう1つの役割としては、医療介護連携のための仕組みづくりとして、掛かりつけ医の普及、プライマリケアの推進、職能団体の支援、多職種人材育成研修の実施、訪問診療体制の構築等を予定しております。以上です。

(議長: 水野 尾張旭市長) 次、日進市さんお願いします。

(日進市 山中健康福祉部長)

日進市の健康福祉部長の山中です。日頃は皆様方にお世話になっております。座って説明させていただきます。

日進市では地域包括ケアシステムの推進の考え方としまして、大きく二つの枠組み。一つは専門職による連携による支援。もう一つは地域の支え合いによる支援という二つの大きな枠組みを設けて、それぞれで検討推進をしていく。またそれに合わせて、認知症支援に注力をしていくという考え方で進めております。これを推進するにあたり、推進体制として地域包括ケア検討会議というのを市全体で進めるために設けておりまして、その下に最初の専門職の連携につきましては、在宅医療介護連携に関する検討部会。後者の地域支えあいに関する支援につきましては、生活支援体制整備に関する検討部会というのを設けて、それぞれで何をなすべきか、スケジュールはどうしていくのかという検討を行っております。

在宅医療介護連携に関する検討部会につきましては、今年度 4回開催して参りました。こちらの方につきましては、国の方で実施要綱で8項目挙げてございますので、それぞれについてスケジュールを検討しながら、実施していくということを考えております。具体的な取り組みの中では、日進市では医師会さん、歯科医師会さん、薬剤師会さんと製薬会社と、市の防災協定で認知症の方を支える連携協定を結んでおりますので、この連携協定を生かして、地域への研修、地域の市民向けの研修事業、それから専門職の連携に向けての研修会を行っておりまして、顔の見える関係作りに努めております。ただ、先ほどの8項目の中で、一つ大きな課題となっております在宅医療介護連携センターのあり方につきましては、医師会さんを含めて協議

次 第	発 言 内 容
	をさせていただいている段階でございます。
	次に第7期の介護保険計画を検討する段階に入っております
	ので、具体的な取組については、この中でさらに詰めて参りた
	いというふうに考えております。以上です。
	(議長: 水野 尾張旭市長)
	次、長久手市さんお願いします。
	(長久手市 山下福祉部長)
	長久手市の福祉部長の山下と申します。長久手市の地域包括
	ケアの取組につきまして、座って説明をさせていただきます。
	長久手市では総合事業の着手ということが若干遅れておりま
	して、この3月から着手が出来るわけでございますけれども、
	その考え方としては、市長がいつも言っておりますけれども、
	一人一人に役割と居場所がある町づくり。この考え方で高齢者
	をはじめ、市民の皆さんが地域の中で役割と居場所を持ってい
	ただいて、いつまでもいきいきと暮らしていただくということ
	を主眼としております。
	また、長久手では、65歳以上の高齢化率が15.9%という
	ことで、全国的にもトップクラスの若い街ということで、現在
	は9,000人ほどいらっしゃるのですが、その内75歳以上
	の方が4,000人ということで、2025年には65歳以上
	の方が12,000人ということで、3,000人増えると見
	込んでおります。
	しかし、75歳以上の方は、現在4,000人の方が7,0
	00人ということで、同じように3,000人増えるというこ
	とで、75歳以上の方が増えてしまう。こういった状況でござ
	います。
	それから在宅医療介護連携の関係でございますけれども、現
	在、多職種連携に関する研修会を継続的に行っております。こ
	の連絡協議会には、現在113の機関の方が入っていただいて
	おりまして、医師、歯科医、薬局、訪問看護、居宅介護支援事
	業所、訪問介護等々、行政といった方で、113機関が入って
	おりますけれども、その中で、28年度に4回の研修会を開催

いたしました。今後も継続的に研修会を開催していきたいと思っております。また、組織の見直しを考えておりまして、現在

_						
次	第		₹%	言		17:5
-1/ K'	4 2.		──	=	1/31	^ C

は各職種の代表者の方が集まっております運営委員会で課題の 検討を行っておりますけれども、その機能を少し分けまして、 部会を作らせていただいて、研修部会、それから事例検討部会、 入退院調整部会、顔の見える関係づくり部会ということで、特 に顔の見える関係づくり部会は市長も力を入れておりまして、 専門職の顔の見える関係づくりということで、交流会等の企画 もやっていただくこととしております。それから、在宅医療介 護の連携センターとか認知症の初期集中支援チームなども30 年度までの設置が求められておりますけれども、まだ具体的な 形では進んではおりません。

医師会、それから愛知医科大学をはじめ、関係の方とどういった機能をどのような形で設置するのかについて、意見交換を行っている段階でございます。以上です。

(議長: 水野 尾張旭市長) 最後に東郷町さんからお願いします。

(土井 東郷町福祉部長)

東郷町福祉部長の土井と申します。説明させていただきます。 東郷町では高齢化率が21%でございます。全国的には25%を超えていますので、東郷町も比較的高齢化率が低いんですけれども、一つは宅地開発が進んでおりまして、高齢化率は高いところは34%。低いところは7%台ということで、かなり地域によって高齢化率も違ってきます。そういった面で、地域によって、いろんな問題を抱えていまして、地域ケア推進会議を年に3回開いております。その中で課題だとか対応策を皆さんで情報交換させていただいております。

主な議題の内容としましては、介護保険制度の見直しで総合事業をはじめ、生活支援サポーター養成講座、電子連絡帳、地域医療連携センターの設置について、皆さんと意見交換をさせていただきました。また、推進会議の中に在宅医療介護連携推進部会を設置しておりまして、そちらでは医療と介護の連携を推進するために、東郷町も昨年から、電子連絡帳を導入させていただいておりまして、そちらの普及と、先ほど豊明市さんの方から御案内がありました地域医療連携センターを設置することで、議論をさせていただいております。

まだ住民の方のそういった在宅医療介護連携といったことに対しての実感、認識が乏しいものですから、地域医療介護連携の講演会を開催させていただきます。そちらでも電子連絡帳の紹介をさせていただいて、住民の皆さんにも周知をさせていただこうというふうに考えております。

また、医療、介護、福祉の関係者の多職種連携を目的とした 在宅医療を考える会を、毎月第二木曜日の夜に「いこまい館」 で開催しておりまして、毎回30人くらいの方、専門職の方が 多いんですが、御参加いただいて情報交換をさせていただいて おります。

電子連絡帳ですが今年1月末現在の利用状況では、登録機関が51機関。登録者が73人。患者さんは16人の方に登録をいただいておりまして、在宅医療の情報共有や支援をさせていただいております。また、地域支えあい協議会というものを設置しておりまして、こちらは地域で活動していただいているNPO法人だとか、ボランティアグループ、そういった方たちにもメンバーに入っていただいて、地域の情報共有に努めております。

昨年、地域包括支援センターと共同で生活支援サポーターを 養成させていただきました。年末に43名の方が講座を修了さ れまして、そのあと社会福祉協議会やシルバー人材センター、 NPO法人に38名の方が登録をしていただいて、現在活動を していただいております。

簡単ですが以上です。

(議長: 水野 尾張旭市長)

はい、ありがとうございました。

報告事項4につきまして、5市1町の方から説明をいただきました。

各説明について、御意見、御質問等がありましたらどの自治 体への質問か御指定いただいてからお願いします。

保健所長さんどうぞ。

(大野瀬戸保健所長)

日進市の製薬会社と医師会との連携の中で、認知症予防と仰ったんですけど、製薬会社というのは、その認知症の薬の方の関係なんですか。具体的にもう少しお話を。

次 第	発 言 内 容
	(日進市 山中健康福祉部長)
	いくつかの製薬会社に御相談をして、その製薬会社さんだけ
	が手を挙げられたというような形になっています。
	5者協定ですので、認知症のことに対する理解にも進めてい
	ただくということで、よく以前は市民会館で大々的に講演会と
	いうようなスタイルでやっておりましたけれど、やっぱり地域
	に入ってきていただいて、医師会の先生に具体的に講義をして
	いただく。
	この2月になってから2回やっていただいたのですが、大変
	好評であったというふうに聞いておりますので、来年度以降も
	地域に入って行って、そういう勉強会をしていって、住民の皆
	さんにも在宅で過ごしていくということについて理解をしてい
	ただきたいというふうに考えております。
	(議長: 水野 尾張旭市長)
	報告事項5「地域包括ケアに対する保健所の取組みにつ
	いて」事務局から説明をお願いします。
14 報告事項5	(事務局 瀬戸保健所地域支援課 原口課長補佐)
「地域包括ケアに対する保	瀬戸保健所健康支援課地域保健グループの原口と申します。
健所の取組みについて」	本日は保健所の地域包括ケアの取組みについて御報告さ
	せていただきます。申し訳ございませんが着座で説明させ
	ていただきます。
	資料7をご覧ください。瀬戸保健所では平成26年度か
	ら地区歯科医師会や管内市町の御協力をいただき地域包
	括ケア推進に関する研修や会議を開催しております。研修

ら地区歯科医師会や管内市町の御協力をいただき地域包括ケア推進に関する研修や会議を開催しております。研修につきましては下の表1のとおりでございますが、歯科及び地域保健福祉関係者を対象といたしまして多職種間の相互理解や連携の促進を図るための研修を企画してまいりました。摂食嚥下障害や在宅における緩和ケアの実際、今年度は日本歯科大学の菊谷先生をお招きして「見る目を養う食べる機能の評価と対応法~多職種が連携した支援~」

次	第		玄次	言	+	숬
1/人	//		TF:	\Rightarrow	νı	24

の講義をいただきました。また、会議におきましては表2のとおりでございますが、瀬戸保健所管内の歯科口腔保健対策の推進につきまして、歯科医師会や市町関係課の職員に構成員になっていただき、8020運動推進連絡協議会、平成28年度からは名称が変更となりましたが、歯と口の健康づくり推進会議を開催しております。

会議の議題としまして、歯科の地域包括ケアについて必ず取り入れ、各方面の構成員から御意見や御助言をいただいて協議を進めているところでございます。さらに、平成28年度は地域の歯科口腔保健の課題に対応して実施する新規事業としまして地域包括ケアに向けた在宅口腔ケアのための基盤づくりをテーマにいたしまして表3のとおり6月と10月に検討会議を開催いたしまして、地区歯科医師会や関係機関から効果的な事業の展開方法や実態調査の結果の分析につきまして御意見をいただき、今、まとめを進めているところでございます。

7月から9月の会議につきましては介護支援専門員と歯科衛生士を対象とした在宅口腔ケアの取り組みに関する実態調査を行いました。さらに実態調査の結果を踏まえ、2月23日を予定していますが、尾張東部圏域歯科医師会との共催としまして、在宅歯科口腔ケアを実践しております青木先生と、多治見市で活躍していらっしゃる歯科衛生士さんを講師として研修会を予定しています。

この事業につきましては、平成29年度も引き続き実施してさらに、実際の事例への展開につながる基盤整備を進めてまいりたいと考えていますので引き続き御協力をお願いいたします。また、地域保健グループは歯科口腔保健以外に結核、難病、母子保健対策や難病に関する事業を推進しております。各事業を通して地域包括ケアの推進にも取り組んでおり、別の機会に報告させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。簡単ですが以上です。

(議長: 水野 尾張旭市長)

ありがとうございました。報告事項5についての説明が終わりましたが、ただいまの説明につきまして御意見御質問がございましたら、挙手にてお願いいたします。

御意見・御質問がないようですので、次に移らせていただき ます。

次 第

発 言 内 容

15 報告事項6

「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会」の開催について

(議長: 水野 尾張旭市長)

報告事項6「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会」の開催について事務局から説明をお願いします。

(事務局 瀬戸保健所総務企画課磯部主査)

瀬戸保健所総務企画課磯部です。

「地域包括ケアモデル事業活動成果報告会」について御説明いたします。着座にて失礼いたします。

地域包括ケアモデル事業については平成26年度から3年間、県の補助事業としてモデル事業を実施しておりますが、この3年間の取組状況や活動成果について報告会が開催されます。

3月21日に、尾張地区・西三河地区の補助事業(安城市、 豊明市、半田市、春日井市)の報告会とさわやか福祉財団理事 長清水肇子氏による地域包括ケアの取組に関する講演が名古屋 市中小企業振興会館で開催されます。

また、3月23日には東三河地区の補助事業の報告会(豊川市、田原市、新城市)、全国コミュニティライフサポートセンター理事長池田昌弘氏による地域包括ケアの取組に関する講演が豊橋市公会堂で開催されますので、御案内いたします。

説明は以上です。

(議長: 水野 尾張旭市長)

ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお 願いします。

(意見、質問等なし)

(議長: 水野 尾張旭市長)

御意見・御質問がなければ、次に移らせていただきます。

16 報告事項7

「あいち健康福祉ビジョン 年次レポート(平成28年 度版)について」 (議長: 水野 尾張旭市長)

報告事項7「あいち健康福祉ビジョン年次レポート(平成28年度版)について」事務局から説明をお願いします。

次第	発 言 内 容
	(事務局 瀬戸保健所総務企画課磯部主査)
	瀬戸保健所総務企画課磯部です。
	「あいち健康福祉ビジョン年次レポート(平成28年度版)」に
	ついて御説明いたします。着座にて失礼いたします。
	愛知県では、将来の本県の健康福祉社会のあるべき姿や、健
	康福祉施策の方向性を示すものとして、計画期間を平成28(2
	016)年度から平成32(2020)年度までの5年間とし
	た「あいち健康福祉ビジョン2020」を策定しています。
	このビジョンは、5年後、10年後の本県のめざすべき健康
	福祉社会の姿を記載するとともに、それを実現するための施策
	の方向性や、健康福祉ニーズの多様化・複雑化を踏まえ、様々
	な分野の連携を重視した取組の方向性、結婚、子育て、健康づ
	くり、介護など健康福祉分野における企業の取組や企業との連
	携を盛り込むなど、社会全体で健康福祉に取り組んでいく姿勢
	や、県民の方々にライフステージを通じてどのような健康福祉
	サービスが提供されるかを示しています。
	また、社会福祉法に定められた「都道府県地域福祉支援計画」
	及び障害者基本法に定められた「都道府県障害者計画」として
	も位置付けていますが、毎年度進行管理として年次レポートを
	作成し、一般公表しております。
	レポートのコピーをお手元にお配りいたしましたので、お持
	ち帰りいただき、お時間のある時にお目通しください。
	説明は以上です。
	(議長: 水野 尾張旭市長)
	ただ今の説明について、御意見、御質問等がありましたらお
	願いします。
	(意見、質問等なし)
17 その他	(議長: 水野 尾張旭市長)
·	以上で本日予定しておりました議題及び報告事項はすべて終
	了しましたが、全般を通じまして、また、その他にも何か御意
	見・御質問がありましたらお願いします。
	(意見、質問等なし)

次 第	発 言 内 容
	(議長: 水野 尾張旭市長) 他に御意見等もないようですので、これをもちまして、議事 を終了させていただきます。 皆様の御協力により、議事が円滑に進みましたことを厚くお 礼申し上げます。ありがとうございました。 事務局へ進行をお返しします。
18 閉会時の説明	(事務局幹事: 瀬戸保健所次長) 水野市長様、議事進行、大変ありがとうございました。 本日の会議録につきましては、発言内容を確認の上、議長の 承認をいただいた上で、保健所のホームページに公開する予定 でおりますので、よろしくお願いします。 これをもちまして、平成28年度第2回尾張東部圏域保健医 療福祉推進会議を終了させていただきます。 交通事故には十分お気をつけてお帰りください。ありがとうご ざいました。